

鳥取県告示第 165 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字コブシ谷260の2から260の4まで、字岩貝ノ一261、262の1、262の2、264、字鉦林313の2、314、字鉄穴山336の1、336の2、字バンザガ谷337の1、337の3、字峠ノ前338の1から338の3まで、339の1から339の7まで、339の9、字ツユゲ塔340、字樋ヶ峠341、342、字塩ノ木343、字菅谷隠地433の2、434の1、434の3から434の8まで、434の10から434の13まで、434の15から434の18まで、434の21から434の25まで、434の27、字宮本林436の2から436の5まで、字魚切原2831から2834まで、2837、字阿多山2839から2845まで、字木呂拔2846、2847(次の図に示す部分に限る。)、2847の1、2848・字塗田原2849・字ニタ松2850(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2851、字鉄鑄谷奥2859、字鉄鑄谷2860の1から2860の4まで、佐木谷字本谷奥山492、字左リ滝山742の1から742の3まで、743、字右滝奥山744、字高日向ヨリ右滝山745の1から745の5まで、746の1、746の2、字岩平山766の1、766の3、字岩平右山767の1、767の2、字鉄クソ谷山768の1、768の4、字打道山769の1、769の5、769の6、770の1、字糠頭下モ折口山935、936、字上ミ折口山937、字河原ノ上手山938の1、939、940、字ウナリ松ノ下モ941、942、字ウナリ松家ノ上手山969、970の1、971の1、字ウナリ松家ノ上手972、974、字小長塔山995、996の2、997、字大長塔山1003、字石仏山1004の1、1005の1、字タワ塔山1006の1、字峠山1007の1、1007の3、1008の1、字沢田ヶ塔山1009、字沢田ヶ塔ヨリ本床山1010の1、字桜床山1029、1030の1から1030の3まで、字河原向山1031、字蛇ノボラズ山1032から1036まで、字焼鉦床山1037から1039まで、字焼鉦谷左リコツトイノクソ山1041、1042、字焼鉦本谷奥山1043、字焼鉦奥山1044、1045、字焼鉦奥右ノ谷左平山1046から1048まで、字穴ヶ峠山1049、1050、福寿実字小堤谷山665の1、字虫尾山1345の3、1345の5から1345の13まで、1345の16、1345の17、1345の44から1345の59まで、1345の61から1345の65まで、1345の68、1345の71、室谷字東阿太1435の1、1435の4、1437の1から1437の18まで、1438、1439の1から1439の3まで、1439の6、字西阿太1502の1から1502の4まで、1503から1507まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)